

KPMG Insight

KPMG Newsletter
November 2015

会計基準情報 (2015. 8-9)



cutting through complexity



Volume
15

会計基準情報 (2015. 8-9)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準 Digest のうち、2015年8月分と、2015年9月分の記事を再掲載したものである。会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS 及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準 Digest の本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの会計基準 Digest 2015/8、会計基準 Digest 2015/9 を参照のこと。

www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx

I 日本基準

法令等の改正

該当なし

会計基準等の公表 (企業会計基準委員会 (ASBJ)、日本公認会計士協会 (JICPA))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

INFORMATION

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議に係る意見募集について
(平成27年9月24日 金融庁、株式会社東京証券取引所)

金融庁及び東京証券取引所は「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置し、2015年9月24日に第1回会議が開催された。併

せて、当会議において今後議論・検討されるべきと考えられる事項、その他コーポレートガバナンスのさらなる充実等に関して、2015年9月24日より意見募集が開始されている。

2015年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」では、「昨年2月に策定・公表された『スチュワードシップ・コード』及び本年6月に適用が開始された『コーポレートガバナンス・コード』が車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある」とされている。これを受け、当会議は、形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるなど、コーポレートガバナンスのさらなる充実を引き続き重要な課題であり、また、このような取組みを、経済の好循環の確立に繋げていくため、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスのさらなる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として設置されたものである。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2015/9/24

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト (日本基準) へ

Ⅱ 修正国際基準

修正国際基準に関する諸法令等（金融庁）

【最終基準】

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等の公表
(平成27年9月4日 金融庁)

金融庁は、修正国際基準の適用に関する事項などを定めた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布・施行した。

この改正は、企業会計基準委員会（ASBJ）が修正国際基準の公表を行ったことを受け、修正国際基準の適用が制度上可能となるよう、関連する規則等を改正することを主たる目的とするものである。なお、平成27年10月6日時点では、会社計算規則の改正がなされていないため、連結計算書類を修正国際基準に従って作成することはできないと考えられる。

公布の日（平成27年9月4日）から施行される（改正府令第1条）。ただし、連結財務諸表については平成28年3月31日以後に終了する連結会計年度に係るものについて適用される（同第2条）。また、他の項目についても、適用日について、個別の取扱いが定められている。

本改正の内容については、修正国際基準に関するニュースフラッシュを参照。

あずさ監査法人の関連資料

■ [修正国際基準ニュースフラッシュ](#) 2015/9/8

【公開草案】

該当なし。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）](#) へ

Ⅲ IFRS

会計基準等の公表（IASB、IFRS解釈指針委員会）

【最終基準】

会計基準「IFRS第15号の発効日」の公表
(2015年9月11日 IASB)

本会計基準の概要は以下のとおりである。

- IFRS第15号の発効日（強制適用日）を2017年1月1日から2018年1月1日に延期する。
- IFRS第15号の早期適用は引き続き認める。
- IFRS第15号の適用に際しては、表示する過去の各報告期間に遡及適用すること、または、遡及適用した累積的影響を適用開始日に認識することのいずれも引き続き認める。

本措置は、公開草案（ED/2015/6）「IFRS第15号の明確化」の公表、IFRS第15号公表予定からの遅延及び米国会計基準における新収益認識基準の発効日との調整を考慮したものである。

あずさ監査法人の関連資料

■ [IFRS ニュースフラッシュ](#) 2015/9/16

【公開草案】

公開草案（ED/2015/7）「IFRS第10号及びIAS第28号の改訂の発効日」の公表（2015年8月10日 IASB）

本公開草案は、2014年9月に公表された会計基準「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または抛却（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂）」の発効日を、当面延期することを提案している。同基準の強制適用は、本提案により期限を定めずに延期されるが、早期適用は引き続き認められる。

本措置は、現在進行中の持分法に関するリサーチ・プロジェクトとの関係を考慮したものである。

コメントの締切りは2015年10月9日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [IFRS ニュースフラッシュ](#) 2015/8/12

INFORMATION

1. 見解提出のお願い「2015年アジェンダ・コンサルテーション」の公表（2015年8月11日 IASB）

IASBは、2015年8月11日、見解提出のお願い「2015年アジェンダ・コンサルテーション」を公表した。IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の規定に従い、IASBは3年に一度、公開のコンサルテーションを実施することになっている。

今回のアジェンダ・コンサルテーションの目的は、財務報告に関心のあるすべての市場関係者から、IASBのワーク・プランの戦略的な方向性と全体的なバランス、また、3年に一度行うというアジェンダ・コンサルテーションの間隔が妥当か否かの見解を収集することにある。対象期間は、2016年半ば（今回のアジェンダ・コンサルテーションの完了予定時期）から2020年半ば（次回のアジェンダ・コンサルテーションの完了予定時期）までであり、IASBのワーク・プランに係る優先順位についての情報提供が求められている。

IASBは寄せられた意見について、フィードバック・ステートメントを公表し、2016年初めには公開の審議を行う予定である。

コメントの締切りは2015年12月31日である。

本見解提出に関して、本誌会計③「IFRS財団の評議員会による体制及び有効性についてのレビュー及びIASBによるアジェンダ協議」も参照のこと。

あずさ監査法人の関連資料

■ IFRS ニュースフラッシュ 2015/8/26

2. 「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析について《2015年3月決算会社》の公表（2015年9月1日 東京証券取引所）

株式会社東京証券取引所は2015年9月1日、2015年3月31日決算会社（早期適用含む）の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容についての分析結果を公表した。

- 分析対象会社は2,374社。
- 既にIFRSを適用している会社は68社、IFRSの適用を決定した会社は23社、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」においてIFRSの適用を予定している旨を記載した会社は21社。これら計112社の2015年6月末時点における時価総額の合計は147兆円であり、東証上場会社の時価総額607兆円に占める割合は24%。
- 「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、上記の会社以外にIFRSの適用に関する検討を実施している

旨を記載した会社は194社。

IFRSについての詳細な情報、過去情報は、
■ あずさ監査法人のウェブサイト (IFRS)へ

IV 米国基準

会計基準等の公表（FASB）

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Updates, ASU））】

1. ASU第2015-13号「デリバティブとヘッジ：地点別電力市場内の特定の電力契約を対象とする、『通常の購入及び販売』に基づく例外規定の適用」（2015年8月10日 FASB）

デリバティブの要件を満たす先渡契約であっても、「通常の購入及び販売」としての要件を満たす取引については、デリバティブとしての会計処理は要求されない。本ASUは、地点別電力市場を通じた送電または同市場内の拠点における電力の受取りを規定する電力先渡契約において、独立系統運用機関（Independent System Operator, ISO）との間で地点限界価格（Locational Marginal Price, LMP）の授受を行うことは「純額決済」には当たらないことを明らかにした。これは、LMPの授受により送電時に電力の法的所有権がISOに移転されるか否かを問わない。これにより、物理的な引渡しの要件、及び、「通常の購入及び販売」を満たすために必要な他のすべての要件を満たす限り、そのような電力先渡契約は、デリバティブとして会計処理しないことが認められる。

本ASUは、公表と同時に発効し、将来に向かって適用される。

2. ASU第2015-14号「顧客との契約から生じる収益：発効日の延期」（2015年8月12日 FASB）

本ASUは、2014年5月28日に公表されたASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」について、その適用開始日を1年延期するものである。

公開企業の場合、収益認識に関する基準は、2017年12月16日以降に開始する会計年度とその期中期間から適用となる。ただし、2016年12月16日以降に開始する会計年度及びその期中期間から早期適用することも認められる。

3. ASU第2015-15号「利息：クレジットライン契約に関連する社債発行費の表示及び事後測定」 (2015年8月18日 FASB)

本ASUは、クレジットライン契約に関連して発生した社債発行費についてのSECスタッフの見解を、基準に取り込むものである。社債発行費についてはASU第2015-03号「利息：社債発行費の表示の簡素化」が2015年4月7日に公表されたが、クレジットライン契約の取扱いは明確ではなかった。本ASUにより、クレジットライン契約に関連して発生した発行費は、借入残高の有無にかかわらず、資産として繰り延べ計上しクレジットライン契約の契約期間を通じて定率償却する会計処理も否定されないことが明らかとなった。

SECスタッフのガイダンスはASU第2015-03号の適用に際して適用される。

4. ASU第2015-16号「企業結合：測定期間中の修正に関する会計処理の簡素化」(2015年9月25日 FASB)

本ASUは、「簡素化に関する取組み」の一環として発行された。本ASUにより、企業結合の取得企業が取得日に認識した暫定的な金額について、その後の測定期間において修正した場合に遡及修正することを要求する現行規定を撤廃し、修正が行われた期間において修正による影響額を認識する。修正による影響額は、包括利益計算書上で別掲されるか、または注記において開示される。

本ASUは、公開企業の場合、2015年12月16日以降に開始する会計年度及びその期中期間から適用が開始される。早期適用は未公表の財務諸表に限り認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-43](#) (英語)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

1. ASU案「デリバティブとヘッジ：既存のヘッジ会計関係におけるデリバティブ契約の更改の影響」 (2015年8月6日 FASB)

本ASU案は、ヘッジ手段として指定されたデリバティブについて、契約更改によりそのカウンターパーティが変更となった場合であっても、他の要件が引き続き満たされている限りにおいては、ヘッジ会計関係の指定の解除が必ずしも必要ないことを、明確化することを提案している。

本ASU案は、その適用開始日以降に行われたすべてのデリバティブ契約の更改について適用される予定である。なお適用開始日は関係者から寄せられたフィードバックに基づき今後

検討される予定である。

2. ASU案「デリバティブとヘッジ：負債性金融商品に組み込まれた条件付プットオプション・条件付コールオプション」(2015年8月6日 FASB)

本ASU案は、負債性金融商品に組み込まれた条件付オプション（プット・コール）の区分処理の要否に関する規定を明確化するものである。その要否については、基準の定める4段階の判定によればよく、オプション行使のトリガーイベントが金利リスクまたは信用リスクと関連するかどうかについての検討は必要ないことを明確化することが提案されている。

適用開始日は関係者から寄せられたフィードバックに基づき今後検討される予定である。適用が開始された会計年度及びその期中期間に存在するすべての負債性金融商品について、修正遡及適用することが提案されている。

3. ASU案「顧客との契約から生じる収益：本人・代理人関係に関する検討（収益の総額・純額表示）」 (2015年8月31日 FASB)

ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」については、移行リソースグループでの協議において、本人・代理人関係の判断が実務上困難であるとの指摘があった。本ASU案は、その要請に応え、本人・代理人関係に関する検討について、適用上のガイダンスを提供することを提案している。

本ASU案の適用開始日及び移行措置についてはASU第2014-09号の規定に準拠することが提案されている。

なお、本公開草案についての詳細は、本誌会計②「新収益認識基準に関するFASB及びIASBの改訂案」も参照のこと。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-38](#) (英語)

4. 公開草案「財務報告のための概念フレームワーク：第3章 有用な財務情報の質的特性」 (2015年9月24日 FASB)

本公開草案は、概念フレームワークにおける重要性の定義を改訂し、重要性が法的な概念であることを明記することを提案している。コメントの締切りは2015年12月8日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-42](#) (英語)

5. 会計基準更新書 (ASU) 案「財務諸表の注記：開示が重要であるか否かの評価」 (2015年9月24日 FASB)

本ASU案は、財務諸表の注記を作成するにあたり、または注記開示を省略するにあたり、その重要性をどのように考慮すべきかについて判断指針を明確化することを提案している。本ASU案は個別の開示要求事項についての見直しを提案していない。

本ASU案は最終化後の公表と同時に適用開始とすることを提案している。作成者は、直近報告年度から将来に向かって、または表示対象となっている全報告期間に対して遡及的に、本ASU案を適用することを選択できる。コメントの締切りは2015年12月8日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-42](#) (英語)

6. ASU案「顧客との契約から生じる収益：限定的範囲での改善及びに実務上の便法」 (2015年9月30日 FASB)

本ASU案は、FASB/IASB合同の移行リソースグループにおける協議を受けて、ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」に関し、一部の規定を明確化し、実務上の便法を追加するべく、以下の改訂を提案している。

- ① 契約の識別において要求される「対価回収の可能性」要件の目的を明確化するとともに、その要件に抵触した契約における返還不要な前受金の収益認識についての要件を新たに追加する。
- ② 顧客から収受する売上税等を取引価格に含めるか否かについて会計方針の選択を認める。
- ③ 非現金対価の測定日を契約当初であること、かつ、変動対価に関するガイダンスは対価の形式の変更に起因するものは含まないことを明確化する。
- ④ 経過措置として、過去に行われた契約の変更に関する遡及適用の要求を一部緩和する。
- ⑤ 経過措置が適用される「完了した契約」とは旧基準で収益の全額が認識済みの契約であることを明記するとともに、修正遡及基準を適用する場合にはその対象を全契約とするか完了済み契約のみとするかの選択を認める。
- ⑥ ASU第2014-09号の適用にあたり遡及修正を選択した場合の開示要件を一部緩和する。

本ASU案の適用開始日及び移行措置についてはASU第2014-09号の規定に準じることが提案されている。コメント

の締切りは2015年11月16日である。

なお、本公開草案についての詳細は、本誌会計②「新収益認識基準に関するFASB及びIASBの改訂案」も参照のこと。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-44](#) (英語)

7. ASU案「非公開企業協議会の提案：適用日と経過措置のガイダンス」(2015年9月30日 FASB)

本ASU案は、基準内に設けられた非公開企業向けの条項につき、その適用開始日の定めを削除し、かつ、経過措置のガイダンスを追加することを提案している。

本ASU案は公表と同時に発効することが提案されている。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-45](#) (英語)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#) へ

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

担当：引数林 嗣伸

TEL: 03-3548-5112 (代表電話)

azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.